

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日
許可の有効年月日令和2年(2020年)年11月27日
令和9年(2027年)年10月24日

1 事業の範囲

コンクリート固形化(鉱さい(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、汚泥(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。)、以上、水銀回収義務がないものに限る。))、

ばい焼(鉱さい(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又はダイオキシン類を含むもの。)、汚泥(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、廃酸(pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。)、廃水銀等)、

焼却(感染性廃棄物、ばいじん(ダイオキシン類を含むもの。)、燃え殻(ダイオキシン類を含むもの。)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、廃酸(有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ(有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの。))、

熱分解(汚泥(シアン化合物を含むもの。)、廃酸(シアン化合物を含むもの。)、廃アルカリ(シアン化合物を含むもの。))、

中和(廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。))、

湿式分解(廃酸(シアン化合物を含むもの。)、廃アルカリ(シアン化合物を含むもの。))、

埋立(廃石綿等、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、

(第2面に続く)

(第2面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

精製（廃水銀等、産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。）、

分離（汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、

以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）、コンクリート固型化施設

設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 昭和53年（1978年）10月27日
処理能力 0.6m³/日（6時間）、0.1m³/時間
届出年月日 昭和53年（1978年）9月14日
受付番号 衛施第862号

- (2) 施設の種類 鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。）、廃酸（pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）、廃水銀等のばい焼施設

設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成6年（1994年）12月19日
処理能力 18.7t/日（24時間）、0.78t/時間
許可年月日 平成6年（1994年）12月19日
許可番号 衛施第15-30号

(第3面に続く)



(第3面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (3) 施設の種類 鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃酸（pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）、廃水銀等のばい焼施設
- 設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成9年（1997年）12月12日
処理能力 38.78t/日（24時間）、1.62t/時間
許可年月日 平成9年（1997年）7月9日
許可番号 網環生第196号
- (4) 施設の種類 ばいじん（ダイオキシン類を含むもの。）、燃え殻（ダイオキシン類を含むもの。）、水銀又はその化合物を含む汚泥、廃水銀等のばい焼・焼却施設
- 設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成16年（2004年）1月16日
処理能力 100.8t/日（24時間）、4.2t/時間
許可年月日 平成15年（2003年）2月3日
許可番号 網環生第167-5号
- (5) 施設の種類 水銀又はその化合物を含む汚泥、廃水銀等のばい焼施設
- 設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成25年（2013年）10月28日
処理能力 0.96t/日（24時間）、0.04t/時間
許可年月日 平成25年（2013年）7月31日
許可番号 オ環生第1595号
- (6) 施設の種類 感染性廃棄物、廃油（揮発油類、灯油類又は軽油類。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃酸（有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃アルカリ（有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）の焼却施設、汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の熱分解施設
- 設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成7年（1995年）3月9日
処理能力 （汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物の焼却）
1.2t/日（24時間）、0.05t/時間
（シアン化合物の分解）
0.264t/日（24時間）、0.011t/時間
許可年月日 平成7年（1995年）3月9日
許可番号 衛施第15-43号

(第4面に続く)

(第4面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (7) 施設の種類 感染性廃棄物、廃油（揮発油類、灯油類又は軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ペンゼン、1,4ジオキサン。）の焼却施設、
廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の熱分解施設
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成13（2001年）年4月11日
処理能力 (感染性廃棄物の焼却)
4.8 t/日（24時間）、0.2 t/時間
(廃油の焼却)
0.48 t/日（24時間）、0.02 t/時間
(シアン化合物の分解)
0.2 t/日（20時間）、0.01 t/時間
許可年月日 平成12年（2000年）9月7日
許可番号 網環生第93号
- (8) 施設の種類 廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）の中和施設、
廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の湿式分解施設
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成13年（2001年）12月12日
処理能力 (廃酸、廃アルカリの中和)
4.0 m³/日（8時間）、0.5 m³/時間
(シアン化合物の分解)
0.1 t/日（8時間）、0.0125 t/時間
許可年月日 平成13年（2001年）12月7日（分解）
許可番号 網環生第1396-1号（分解）
- (9) 施設の種類 廃水銀等及び産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。）の精製施設
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
処理能力 0.28 t/日（7時間）、0.04 t/時間
- (10) 施設の種類 廃水銀等及び産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。）の精製施設
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
処理能力 4.8 t/日（8時間）、0.6 t/時間
- (11) 施設の種類 汚泥、廃油の混合物の分離施設
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 平成31年（2019年）3月13日
処理能力 4.8 m³/日（24時間）、0.2 m³/時間
- (12) 施設の種類 遮断型最終処分場
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 昭和55年（1980年）11月1日
処理能力 157.68 m²、441 m²
届出年月日 昭和55年（1980年）7月3日
受付番号 衛施第568号
- (13) 施設の種類 管理型最終処分場
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
設置年月日 令和2年（2020年）12月22日
処理能力 27,675.2 m²、149,069 m³
許可年月日 令和元年（2019年）11月27日
許可番号 オ環生第2798号
- (14) 施設の種類 保管場所1（衛施第862号 コンクリート固型化施設）
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1（3号倉庫）
面積 0.79 m²
種類 鉱さい 保管上限 0.7 m³
- (15) 施設の種類 保管場所2（衛施第862号 コンクリート固型化施設）
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1（3号倉庫）
面積 0.79 m²
種類 ばいじん 保管上限 0.7 m³

(第5面に続く)



(第5面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (16) 施設の種類 保管場所3 (衛施第862号 コンクリート固型化施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 燃え殻 保管上限 0.7㎡
- (17) 施設の種類 保管場所4 (衛施第862号 コンクリート固型化施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 5.95㎡
種類 汚泥 保管上限 1.2㎡
- (18) 施設の種類 保管場所5 (衛施第862号 コンクリート固型化施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 0.7㎡
- (19) 施設の種類 保管場所6 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 燃え殻 保管上限 1.4㎡
- (20) 施設の種類 保管場所7 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 鉋さい 保管上限 1.4㎡
- (21) 施設の種類 保管場所8 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ばいじん 保管上限 1.4㎡
- (22) 施設の種類 保管場所9 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 39.69㎡
種類 汚泥 保管上限 80㎡
- (23) 施設の種類 保管場所10 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃酸 保管上限 1.4㎡
- (24) 施設の種類 保管場所11 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃アルカリ 保管上限 1.4㎡
- (25) 施設の種類 保管場所12 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 1.4㎡
- (26) 施設の種類 保管場所13 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 鉋さい 保管上限 1.4㎡
- (27) 施設の種類 保管場所14 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ばいじん 保管上限 1.4㎡
- (28) 施設の種類 保管場所15 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 燃え殻 保管上限 1.4㎡

(第6面に続く)



(第6面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (29) 施設の種類 保管場所16 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 85.73㎡
種類 汚泥 保管上限 172.8㎡
- (30) 施設の種類 保管場所17 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃酸 保管上限 1.4㎡
- (31) 施設の種類 保管場所18 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃アルカリ 保管上限 1.4㎡
- (32) 施設の種類 保管場所19 (網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 1.4㎡
- (33) 施設の種類 保管場所20 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)
面積 14.29㎡
種類 ばいじん (ダイオキシン類を含む。) 保管上限 21.6㎡
- (34) 施設の種類 保管場所21 (網環生第167-5号・ばい焼・焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)
面積 14.29㎡
種類 燃え殻 (ダイオキシン類を含む。) 保管上限 21.6㎡
- (35) 施設の種類 保管場所22 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)
面積 142.88㎡
種類 汚泥 保管上限 288㎡
- (36) 施設の種類 保管場所23 (網環生第1595号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (14号倉庫)
面積 2.46㎡
種類 汚泥 保管上限 4.91㎡
- (37) 施設の種類 保管場所24 (衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (No.1保冷库)
面積 0.99㎡
種類 感染性産業廃棄物 保管上限 0.9㎡
- (38) 施設の種類 保管場所25 (衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (No.2保冷库)
面積 20.5㎡
種類 感染性産業廃棄物 保管上限 22.8㎡
- (39) 施設の種類 保管場所26 (衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (13号倉庫)
面積 0.49㎡
種類 廃油 保管上限 0.144㎡
- (40) 施設の種類 保管場所27 (衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (13号倉庫)
面積 1.59㎡
種類 汚泥 保管上限 0.80㎡
- (41) 施設の種類 保管場所28 (衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (13号倉庫)
面積 0.49㎡
種類 廃酸 保管上限 0.144㎡

(第7面に続く)

(第7面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- | | | |
|------|---------------------------|---|
| (42) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所29(衛施第15-43号 焼却施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(13号倉庫)
0.49㎡
廃アルカリ 保管上限 0.144㎡ |
| (43) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所30(衛施第15-43号 シアン化合物の熱分解施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
2.16㎡
廃アルカリ(シアン化合物を含む。) 保管上限 2.16㎡ |
| (44) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所31(網環生第93号 焼却施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(No.1保冷库)
2.97㎡
感染性産業廃棄物 保管上限 2.7㎡ |
| (45) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所32(網環生第93号 焼却施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(No.3保冷库)
9.02㎡
感染性産業廃棄物 保管上限 9.75㎡ |
| (46) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所33(網環生第93号 焼却施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(14号倉庫)
2.1㎡
廃油 保管上限 7.2㎡ |
| (47) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所34(網環生第93号 シアン化合物の熱分解施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
2.16㎡
廃アルカリ(シアン化合物を含む。) 保管上限 2.16㎡ |
| (48) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所35(中和施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
19.05㎡
廃酸 保管上限 19.2㎡ |
| (49) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所36(中和施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
8.64㎡
廃酸 保管上限 8.64㎡ |
| (50) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所37(中和施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
4.76㎡
廃アルカリ 保管上限 4.8㎡ |
| (51) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所38(中和施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
2.16㎡
廃アルカリ 保管上限 2.16㎡ |
| (52) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所39(網環生第1396-1号 シアン化合物の湿式分解施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
2.16㎡
廃アルカリ(シアン化合物を含む。) 保管上限 1.08㎡ |
| (53) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所40(衛施第15-30号 ばい焼施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
0.79㎡
廃水銀等 保管上限 0.79㎡ |
| (54) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所41(網環生第196号 ばい焼施設)
北海道北見市留辺蘂町富士見217番1(18号倉庫)
0.79㎡
廃水銀等 保管上限 0.79㎡ |

(第8面に続く)



(第8面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (55) 施設の種類 保管場所42 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (18号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃水銀等 保管上限 0.79㎡
- (56) 施設の種類 保管場所43 (才環生第1595号 ばい焼施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (18号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 廃水銀等 保管上限 0.79㎡
- (57) 施設の種類 保管場所44 (精製施設 (水銀精製設備))
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (18号倉庫)
面積 1.57㎡
種類 廃水銀等 保管上限 1.57㎡
- (58) 施設の種類 保管場所45 (精製施設 (水銀抽出設備))
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (18号倉庫)
面積 1.57㎡
種類 廃水銀等 保管上限 1.57㎡
- (59) 施設の種類 保管場所46 (精製施設 (水銀精製設備))
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの (水銀又は水銀化合物を含むもの。)
保管上限 0.8㎡
- (60) 施設の種類 保管場所47 (精製施設 (水銀抽出設備))
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの (水銀又は水銀化合物を含むもの。)
保管上限 0.8㎡
- (61) 施設の種類 保管場所48 (分離施設)
設置場所 北海道北見市留辺藪町富士見217番1
面積 12.7㎡
種類 汚泥、廃油の混合物
保管上限 38.1㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年(1995年) 5月23日 変更許可 (コンクリート固型化 (燃え殻 (セレン又はその化合物を含むもの)、汚泥 (セレン又はこれらの化合物を含むもの)、鉍さい (セレン又はその化合物を含むもの)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの)、ばい焼 (燃え殻 (セレン又はその化合物を含むもの)、汚泥 (セレン又はその化合物を含むもの)、廃酸 (セレン又はその化合物を含むもの)、廃アルカリ (セレン又はその化合物を含むもの)、鉍さい (セレン又はその化合物を含むもの)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの)、焼却 (汚泥 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、廃油 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、廃酸 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、埋立 (産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの)) の追加。)

平成 7年(1995年) 6月12日 変更許可 (焼却 (汚泥 (シアン化合物を含むもの)、廃酸 (シアン化合物を含むもの)、廃アルカリ (シアン化合物を含むもの)) の追加。)

平成 9年(1997年) 3月10日 変更許可 (湿式分解 (廃酸 (シアン化合物を含むもの)、廃アルカリ (シアン化合物を含むもの)) の追加。)

(第9面に続く)



(第9面)

許可番号 第00190004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

平成10年(1998年)10月25日 許可の更新
 平成15年(2003年)4月2日 変更許可(ばい焼(汚泥(シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、廃酸(シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、廃アルカリ(シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、焼却(汚泥(チウラムを含むもの)、廃酸(チウラムを含むもの)、廃アルカリ(チウラムを含むもの))の追加。)

平成15年(2003年)10月25日 許可の更新
 平成17年(2005年)10月14日 変更許可(埋立(廃石綿等)の追加。)

平成21年(2009年)10月25日 許可の更新
 平成24年(2012年)6月20日 事業の一部廃止届出(埋立(汚泥(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの)、鉍さい(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの)、ばいじん(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの)の削除。)

平成25年(2013年)10月25日 更新時変更許可(ばい焼(汚泥(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃酸((1,4-ジオキサンを含むもの)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むもの)、焼却(汚泥(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃油(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃酸(1,4-ジオキサンを含むもの)、熱分解(汚泥(シアン化合物を含むもの)、廃酸(シアン化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアン化合物を含むもの))の追加。ばい焼(汚泥(シアン化合物を含むもの)、廃酸(シアン化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアン化合物を含むもの)、焼却(汚泥(シアン化合物を含むもの)、廃酸(シアン化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアン化合物を含むもの))の削除。)

平成26年(2014年)11月18日 変更許可(ばい焼(鉍さい(六価クロム化合物を含むもの)、燃え殻(ダイオキシン類を含むもの)、焼却(ばいじん(ダイオキシン類を含むもの)、燃え殻(ダイオキシン類を含むもの)の追加。)

平成28年(2016年)4月1日 変更許可(ばい焼(廃水銀等)、精製(廃水銀等、産業廃棄物を処分するために処理したもの(水銀又は水銀化合物を含むもの))の追加。)

令和元年(2019年)5月25日 変更許可(分離(汚泥(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むもの)の追加。)

令和2年(2020年)11月27日 許可の更新

規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無